

「令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務」
受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富山県西部地区観光協議会（特別会計）が富山県西部地区での観光誘客に関する「令和3年度 富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務」について、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定する場合の手続き等について定める。

(審議事項)

第2条 候補者選定に係る審議事項は、次のとおりとする。

- (1) プロポーザルの実施に関する審査
 - ア プロポーザルの評価方法の決定
 - イ プロポーザル参加資格確認結果に関すること
 - ウ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する審査
 - ア プロポーザルの評価
 - イ 受託候補者の特定
 - ウ プロポーザル評価結果の通知

(提案書提出者の資格条件)

第3条 提案書提出者の資格条件は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当していない者。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）が認めた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 高岡市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等と関係を有しないこと。

(提案書作成要領及び事業説明資料)

第4条 プロポーザルの提案書作成要領及び業務説明資料には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の目的・概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) 提案書の内容
- (4) 提案書の作成書式及び記載上の留意事項
- (5) 評価委員会及び評価に関する事項
- (6) その他必要と認める事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 動画のコンセプト設定
 - (2) 企画制作の構成
 - (3) 制作動画の表現
 - (4) 撮影機材などの設備
 - (5) 体制及び調整能力
 - (6) 官公庁及び民間等での動画制作に係る業務受託実績（契約書及び仕様書）
 - (7) 経費見積書
- 2 提案者の内容を基に、当該業務に最も適した者を受託候補者として特定する。具体的には、企画提案書による書類審査により審査を行う。
 - 3 提案書の内容を基本に評価し、評価点を与えます。評価委員一人あたりの評価点の満点は50点とする。
 - 4 評価委員は一人当たり1票を保有し、評価点が一位の提案者に1票が入り、最終的に票数の多い提案者を受託者に決定します。同数の場合は評価点の合計点が高い提案者を受託者として決定する。
 - 5 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(評価委員会の設置)

第6条 プロポーザルの評価にあたっては、令和3年度富山県西部6市観光プロモーション動画制作・SNSキャンペーン業務プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び受託候補者の特定
- 2 評価委員会には、委員長、副委員長、及び委員を置くものとする。
 - 3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は非公開とする。
 - 5 評価委員会において特定する内容は受託候補者であり、仕様を特定するものではない。

(評価結果の通知)

第7条 第5条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、任意の書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）が通知を発送した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く5日後の17時までに、提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、富山県西部地区観光協議会（特別会計事業）が書面を受理した日の翌日起算で、行政機関の休日に関する法律により定められる休日を除く10日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(守秘義務)

第8条 提案者は、本事業の詳細に関する守秘義務を負う。

附則

この要領は、令和3年10月14日から施行する。